

## 公立大学法人宮城大学の業務の実績に関する評価の実施要領 改正案概要

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）（以下「法」という。）の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）に伴い、これまで公立大学法人宮城大学の業務の実績に関する評価の実施要領（以下「要領」という。）に基づき実施していた「暫定評価」について、法においても位置付けられたこと等による必要な改正を行うもの

- ・ 暫定評価に係る業務実績報告書の提出期限を 9 月 30 日から 6 月 30 日に改める。（要領第 4, 第 5）

改正前：要領第 4 に基づき、暫定評価に当たっては 9 月 30 日までに委員会に提出

改正後：法第 78 条の 2 第 2 項に基づき、6 月 30 日までに委員会に提出

- ・ 設立団体の長が財務諸表等の承認する際の意見提示を廃止（要領第 5）

改正前：法第 34 条第 3 項（設立団体の長が財務諸表を承認する際の評価委員会への意見聴取）及び法第 40 条第 5 項（設立団体の長が利益及び損失の処理等の承認する際の評価委員会への意見聴取）に基づき、評価委員会は知事に対して意見を提示

改正後：法改正に基づき、財務諸表、利益処分等の承認等に係る評価委員会の意見聴取を廃止

- ・ 暫定評価についても、事業年度評価、中期目標期間評価と同様に知事から議会報告を行う。（要領第 5）

改正前：法に位置付けられた事業年度評価、中期目標期間評価について知事から議会報告

改正後：法第 78 条の 2 第 6 項に基づき、暫定評価についても知事から議会報告

- ・ その他、法改正に伴う条ずれの修正（要領第 1）

### ○ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績 **事業年度評価**
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 **暫定評価**
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績 **中期目標期間評価**

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。